

市町村財政状況一覧 — 財政指標の見方

辻道雅宣（北海道地方自治研究所）

1 市町村類型と住民基本台帳人口

総務省は全国の市町村を人口と産業構造によって分類し、『類似団体別市町村財政指数表』を作成している。標準的な財政運営を行っている自治体を選定しているため、多額の赤字が発生している、借金返済が多い、甚大な災害発生などの自治体は除外される。

類似団体（類団）は人口と産業構造の2つで選定する。類似団体と比較して当該自治体の数値が大きく異なる場合には、その要因を分析するのに有効である。また、同じ類型の道内市町村との比較によって当該自治体の特徴を知ることができる。

類似団体との比較は、住民基本台帳人口一人当たりで当該自治体の財政指数を計算し、「類似団体別市町村（都道府県別）指数表」を使って比較する。2013年度決算からは当年度の1月1日現在の住民基本台帳人口を用いる。類団の財政指数も人口一人当たり額となっているので、当該自治体の人口一人当たり額を計算して比較する。なお、2012年度の住民基本台帳法の改正により、観光などの短期滞在者を除いて、3カ月をこえて在留する外国人で住所を有する人も、住民基本台帳人口の適用対象になる。

類似団体比較はあくまで当該自治体の客観的な財政的位置を知るために算出した平均的數字であり、自治体がすべて類似団体に合わせていくと類似団体の各行政の財政水準も低下していくことになる。

市町村類型は、大都市、特別区、中核市及び特例市はそれぞれ1類型、都市は16類型、町村については15類型を国勢調査結果を基に設定している（都道府県は財政力指数によって7類型に設定）。市町村類型は5年ごとの国調で見直される。総務省のホームページには市町村毎の類似団体比較カード、各年度の類似団体別財政指数表が掲載されている。

2 財政力指数

(1) 財政力指数

自治体の財政力を判断する指標。「基準財政収入額」を「基準財政需要額」で除して求め、決算統計では、直近3カ年度の平均値を用いる。この指数が高いほど財政力が高く、「1」を超えると、基準となる収入が支出より多いので、地方交付税の不交付団体となる。逆にこの指数が1を下回り小さいほど、税収が少ないので、交付税の割合が多くなる。

道内市町村では、後志管内泊村が北電の原子力発電所関連の固定資産税を中心とした地方税収が多いため、財政力指数が唯一「1」を超え交付税の不交付団体となっている。

(2) 基準財政収入額

普通交付税を算定するため、自治体の収入を合理的に測定するため地方交付税法の規定（第14条）に基づき算定した一般財源の収入見込額（自治体の収入全額ではない）。

対象となる収入は、地方税（法定普通税（法定外普通税を除く））、法定目的税の一部（入湯税等）、地方譲与税（地方道路譲与税など）、これに関する交付金（地方消費税交付金、交通安全対策交付金など）で、国庫支出金、使用料・手数料、寄付金（ふるさと納税）などは含まれない。

収入額の算定は、

$$\text{基準財政収入額} = \{ (\text{地方税等（税交付金含む）} + \text{地方特例交付金}) \times (75/100) \} \\ + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金}$$

となり、標準的な税収は75%とし、残り25%は自治体の留保財源とする。

(3) 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いる標準の財政需要額で、各自治体の財政需要を合理的に測定するために、地方交付税法の規定（第11条）に基づいて算定する。算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に、測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じ、これに補正係数を乗じて算定される。算定方法は、

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位の数値（国調人口、学級数、面積など）} \\ \times \text{補正係数（寒冷地補正、段階補正など）}$$

需要額は、各自治体における標準的な水準の行政に必要な一般財源としての財政需要額を示すものである。測定単位と単位費用は交付税法で定められ、国会の審議対象になるが、補正係数は総務省令で定めることになっている。

基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額が、各自治体の「普通交付税」となる。

3 標準財政規模

自治体の一般財源の標準的な規模を現す額。実質収支比率、公債費比率、健全化判断比率等の算定ベース（計算の分母）となる。

「標準財政規模＝標準税収入額＋地方譲与税・交通安全対策特別交付金＋普通交付税額＋臨時財政対策債」の算式で求められる。標準税収入額は、基準財政収入額から譲与税を除いた額（消費譲与税含む）を基準税率（市町村、都道府県とも75%）を乗じた額。

標準財政規模が大きくなると（一般財源が増える）、指標計算の分母が大きくなるので、各財政指標の比率等は改善される。一方、税収や地方交付税などの収入が減ると、計算の分母が小さくなるため、財政指標が悪化することがあるので、注意が必要。

4 実質収支、単年度収支、実質単年度収支

(1) 実質収支

歳入歳出差引額の「形式収支」から継続費や繰越明許費にともなって「翌年度に繰り越すべき財源」を差し引いた額。自治体財政をみる重要な収支で、実質収支が黒字だと「黒字団体」、赤字だと「赤字団体」という。

<実質収支比率>

実質収支を標準財政規模で除したのが「実質収支比率」で、経験的に3%~5%程度の黒字比率が妥当とされている。これ以上の黒字は、住民福祉の向上か負担の軽減に充てるのが望ましい。

赤字の自治体は、この比率が市町村でマイナス20%以上、都道府県でマイナス5%以上になると、旧財政再建法（2007.6廃止）を準用した財政再建団体となった。現在の自治体財政健全化法と異なり、議会の議決を経て国に財政再建を申し出た。

(2) 単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。実質収支は、前年度からの収支の累積があるので、その影響を控除した単年度の収支で、その年度に発生した赤字・黒字が分かる。

単年度収支は3~5年度おきに赤字になるのが通常である。これは毎年度増加した黒字を適宜取り崩して、住民に還元するからで、首長選挙の前に赤字になることが多い。しかし、単年度収支が3年以上連続して赤字になる場合は、財政の危険信号とみて注意が必要。

①単年度収支が「黒字」の場合

◎前年度の実質収支が黒字のとき、当年度に新たな黒字が生じた。

◎前年度の実質収支が赤字のとき、当年度に過去の赤字を解消した。

②単年度収支が「赤字」の場合

◎前年度の実質収支が黒字のとき、当年度、過去の黒字を食いつぶした。

◎前年度の実質収支が赤字のとき、当年度にさらに赤字が増加した。

(3) 実質単年度収支

単年度収支に基金積立金と地方債繰上償還金（黒字要素）を加え、積立金の取り崩し額（赤字要素）を差し引いたのが、実質単年度収支となる。単年度収支に含まれる実質的な黒字要素、赤字要素を調整して、単年度における実質収支の状況を見る指標。実質単年度収支が赤字の場合は、積立金を取り崩したことを意味する。

5 経常収支比率

経常的、義務的な経費（人件費、公債費、扶助費、繰出金、補助費、維持補修費、経常的な物件費）に、制度上用途が特定されず自由に使える地方税、普通交付税、地方譲与税などの経常一般財源収入をどのくらい充当したかをみる比率。自治体財政の弾力性を示す指標として用いられている。

減収補てん債、臨時財政対策債を経常一般財源に含めた場合と含めない場合が記載されているが、一般的に前者の指標で分析する（比率が低くなる）。

従来、都道府県で80%、市町村で75%を上回らない（一般財源の残余が多い）ことが望ましいとされていたが、ほとんどの自治体はこの比率を大きく上回っている。

近年、起債による建設事業は抑制傾向だが、財源不足補填の地方債償還費が増え、さらに繰出金、補助費といった義務的経費が増えている。今後、公共施設等の維持管理・修繕費の増が見込まれ、課題となる。

都道府県は義務教育小中学校と高等学校の教職員、警察官の給与費があり、市では生活保護費があるため比率が高くなる。

経常収支比率が上昇することは、それだけ財政が硬直化することを意味し、100%以上であれば財政運営は苦しく、経常的な支出に、臨時的な収入を財源として充てていることになり、厳しい財政運営と言える。

なお、経常的、義務的な支出が増えなくても、計算の分母となる地方税や普通交付税の経常一般財源が減少すると経常収支比率は高くなる。公債費と人件費の減少により、比率は低下傾向にあったが、2016年度決算から上昇傾向にある（町村の2020年度は低下）。

(1) 人件費の経常収支比率

議員報酬、委員報酬、市町村長等特別職給与、職員給、共済組合負担金、退職金（退職手当組合負担金）、恩給及び年金、災害補償費、職員互助会補助金など。ただし、勸奨退職の退職手当と災害復旧費は除く。

退職手当組合に未加入で退職者が集中して多い年度は人件費が増える。人件費の経常収支比率が40%、特に50%を超えると、人件費による財政硬直化が指摘される。都道府県は義務教育教職員と警察官の人件費を負担しているため、比率は高くなる。なお、札幌市（政令指定都市）は、2017年度から義務教育教職員給与を負担している。

近年は職員給与の削減と職員数の減少により、比率は低下してきている。

なお、2020年度決算から地方財政状況調査表の人件費の内訳（表15）では、職員給の区分を、「任期の定めのない常勤職員」「任期付職員」「再任用職員」「会計年度任用職員（フルタイム）」の四つに分けて計上している。

決算統計での職員給与の内訳は、(1)基本給として、①給料、②扶養手当、③地域手当。(2)その他手当として、①住居手当、②通勤手当、③単身赴任手当、④特殊勤務手当、⑤時間外手当、⑥宿日直手当、⑦管理職員特別勤務手当、⑧休日勤務手当、⑨管理職手当、⑩期末手当、⑪勤勉手当、⑫寒冷地手当、⑬夜間勤務手当、⑭特地勤務手当、⑮義務教育等教員特別勤務手当、⑯初任給調整手当、⑰農林漁業普及指導手当、⑱その他、となっている。会計年度任用職員は、上記(2)その他手当は12項目に限定されている。

(2) 公債費の経常収支比率

地方債の元利償還費と一時借入金の利子。20%を超えると借金返済が財政を圧迫。このような自治体は「実質公債費比率」も高い。建設事業の抑制により、近年は低下傾向。

(3) 扶助費の経常収支比率

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法などによって、支出が義務づけられているもので、市は生活保護行政を行っているため、町村より比率が高くなる。

(4) 物件費の経常収支比率

消費的性質の経費の総称。賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費が含まれ、経常的なものと臨時的な支出があり、自治体によって状況は異なる。事業の民間委託がすすむと経常的な「委託料」が大きくなる。

(5) 補助費等

さまざまな歳出に関連するが、一部事務組合に対する負担金など、広域的な仕事をすめると、財政的な負担はこの費目に現れ、負担金は義務的経費の性格が強い。

(6) 繰出金

他の会計への繰り出し金で、法適用公営企業への繰り出しは除く。

6 積立金残高（比率）

財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計をいい、積立金残高、基金残高ともいう。積立金残高比率（基金残高比率）は、積立金残高を標準財政規模で除したもの。どのくらいの水準が望ましいか一概にいえないが、その年度の市町村平均値が目安になり、近年は額、比率とも上昇傾向にある。2020年度は借金返済のための減債基金が減少したのに対し、財政調整基金と特定目的基金は増えたので、基金合計は前年度比増となった。

当該自治体の比率が、平均値を大きく下回った場合は、財政的に窮屈か、事業を拡大した可能性がある。

7 地方債現在高

地方債現在高（起債残高または借金残高）は過去に発行した借金である地方債の累積額を示し、これを標準財政規模で除したのが「地方債残高倍率（比率）」である。一般的に残高倍率が2.0倍（200%）を超えると、借金返済の公債費負担が重荷になり、財政運営は苦しいとされ、3.0倍（300%）以上は危険ラインである。

地方債残高が減少傾向にあるか否かが留意点。建設事業の抑制もあって比率は低下してきており、借金返済のピークを過ぎた自治体が多い。なお、交付税の代替財源である臨時財政対策債（臨財債）の占める割合が多くなってきている。

8 債務負担行為額（支出予定額）

翌年度以降に行う債務負担の限度額を予め予算の内容として決定しておくものである。物件の購入に関わるもの（土地の購入や工事の請負など）、公社や第三セクター債務保証ないし損失補償、事務機や公用車のリース料・事務委託料など。

債務負担行為に基づく支出予定額のうち、地方債を財源とすることができる地方財政法5条の対象経費で、一般会計等で実質的に負担することが見込まれる額が後述の「将来負

担比率」に含まれる。債務負担額が増加傾向にあったり、巨額であれば注意を要する。

9 健全化判断比率

自治体財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律、2007年6月公布）により、全ての自治体は2007年度決算から健全化判断比率の指標を公表し、2008年度決算から比率が基準を超えた自治体は「財政健全化計画」もしくは「財政再生計画」の策定が義務付けられることになった。健全化法の公布、施行により、地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）は廃止された。

以下にある健全化判断比率の基準によって、「早期健全化団体」と「再生団体」の二段階を設定して財政の健全化もしくは再生を図ることになる。

(1) 実質赤字比率

標準財政規模に対する普通会計の実質収支赤字額の比率。これまでの実質収支比率とほぼ同じで、収支の赤字をみる。市町村は標準財政規模に応じて比率（早期健全化基準）がマイナス11.25%～15%以上、都道府県でマイナス3.75%以上になると「早期健全化団体」となる。

さらに、比率（財政再生基準）が市町村でマイナス20%以上、都道府県でマイナス5%以上になると財政再生団体となり、この比率は旧財政再建法における財政再建団体の基準と同じである。

計算式は簡略すると以下のとおり。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字が発生した場合のみ数値が記載されるので、毎年度9月か10月に公表される健全化判断比率の状況では、比率が黒字だと記載されず空欄のままになっている。決算カードも黒字の場合は、空欄になっている。様式はさまざまだが、どの程度の黒字水準にあるのか、以下の項目にある各指標の状況を「健全化判断比率総括表」などで、ホームページで公表している自治体もある。

(2) 連結実質赤字比率

健全化法に基づく新しい指標で、国民健康保険事業会計や介護保険事業会計などの特別会計、さらに交通、水道、下水道、病院など公営企業会計と普通会計を連結した赤字の比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

「早期健全化基準」は、標準財政規模に応じて市町村はマイナス16.25%～20%以上、都道府県マイナス8.75%以上。「財政再生基準」は市町村マイナス30%以上、都道府県マイナス15%以上となる。

それぞれ性格の異なる会計を連結するため、ある会計が赤字であっても連結で黒字に

なっていれば財政は大丈夫との錯覚が生じやすいし、収益事業と病院事業会計を同列に論じるのは難しい。自治体の会計全体を把握することは必要だが、赤字事業に対しては健全化圧力が高まり、サービスの必要性や社会的弱者への影響よりも、指標の健全化が最優先される、といった問題点がある。

過去に連結赤字の発生していた自治体は、病院会計の収支不足により連結赤字が発生していたケースが多かった。2020年度はコロナ感染症対策の病床確保のための緊急包括支援交付金により、収支が黒字になったのは前年度から10事業増えて、43となった（道内の全事業数は80）。

(3) 実質公債費比率

2006年度から地方債の発行が許可制から、協議制へ移行したことにもない「実質公債費比率」で起債の制限を行い、健全化判断比率としても用いる。一般会計が負担している他会計の返済を含めた借金返済がどの程度の大きさをみる指標で、3カ年度の平均値。早期健全化基準は市町村、都道府県とも25%、財政再生基準は同35%以上。

毎年度の借金返済が多額となり、この比率が18%を超えると「公債費負担適正化計画」を策定し、起債は許可制となる。

比率が高くなる（悪化する）のは、景気対策に自治体財政が動員されたり、過剰な投資や事業の拡大があるが、災害復興事業といった要因もある。

健全化法が適用された2008年度決算で実質公債費比率が健全化基準25%を上回ったのは道内7市町あったが、2011年度決算で全自治体が健全化基準を下回り、健全化団体はなくなった（再生自治体の夕張市を除く）。比率は低下傾向にある。

なお、実質公債費比率は三カ年度の平均値なので、単年度の公債費が大幅に減少しても、比率の低下は少ないことがある。

(4) 将来負担比率

将来負担すべきまち全体の借金がどれだけの重みがあるのかをみる指標で、健全化法に基づく新しい指標である。

公営企業、一部事務組合や広域連合、地方公社や第三セクターの出資法人等を含め、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

早期健全化基準は市町村350%以上、都道府県・政令市は400%以上。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{基金等の額（充当可能財源等）}}{\text{標準財政規模}}$$

財政状況一覧表で（地方財政セミナー配布資料）▲「負の値」（決算カードでは空欄）になっている自治体は、将来負担比率が発生していない自治体で、将来負担する返済額よりも基金や公債費の基準財政需要額算入見込額等の充当可能財源が多いため、比率はマイナスになる。

仮に、200%の将来負担比率のまちがあったとすると、2年分の標準的な収入を全て借金返済に充てなければ全額返済できないという意味になる。

多くの市町村は比率が急激に低下してきた。

なお、夕張市は、2008年度決算で実質赤字、連結実質赤字、実質公債費の各比率が財政再生基準を上回ったため再生計画を策定し、2009年度中の2010年3月9日に総務大臣が再生計画に同意して全国唯一の再生団体となり、2009年度末に再生振替特例債を発行して実質赤字322億円を解消した。

2013年度から再生振替債の元金償還がはじまり、26年度まで毎年約26億円を償還していく。20年度の实質公債費比率は70.7%と財政再生基準の35%を大きく上回っている。再生振替債の返済が完了し、実質公債費比率が再生基準を下回る2029年が再生計画の終了年となる。

財政再生計画では、2026年度に再生振り替え特例債の返済は完了するが、同年度の実質公債費比率は78.7%と再生基準35%を上回っている。比率は三カ年の平均値のため一気に低下せず、27年度56.7%、28年度35.1%と依然として再生基準を上回り、29年度で11.6%とようやく再生基準を下回り、財政再生計画は終了する。